


雇用関係助成金の取扱いに係る同意書受理通知書 (A 雇用給付金)

1 職業紹介事業者等の名称	株式会社 I S C 就職支援センター		
2 主たる事務所の名称及び雇用保険適用事業所番号 株式会社 I S C 就職支援センター 0801-618936-1	3 職業紹介事業者等の種類 (該当するものの番号に○を付ける) 1: 職業安定法第29条第1項の規定により無料の職業紹介事業を行う地方公共団体 (特定地方公共団体) ②: 職業安定法第30条第1項の許可を受けた有料職業紹介事業者 3: 職業安定法第33条第1項の許可を受けた無料職業紹介事業者 4: 職業安定法第33条の2第1項、第33条の3第1項その他法令の規定による届出に係る無料職業紹介事業者 5: 船員職業安定法第34条第1項の許可を受けた無料船員職業紹介事業者 6: 船員職業安定法第40条第1項の規定により届出を行った無料船員職業紹介事業者		
4 厚生労働大臣許可番号又は国土交通大臣許可番号 08-ユ-300246	5 職業安定局長の定める項目に同意する期間 令和3年 7月16日~令和7年 3月 31日		
6 取扱いを希望する雇用関係助成金の種類 (希望するものの番号に○を付ける)			
<p>A. 雇用給付金 (①: 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース)、②: 特定求職者雇用開発助成金 (生涯現役コース)、 ③: 特定求職者雇用開発助成金 (被災者雇用開発コース)、 ④: 特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)、 5: 特定求職者雇用開発助成金 (三年以内既卒者等採用定着コース) (取扱終了)、 6: 特定求職者雇用開発助成金 (障害者初回雇用コース) (取扱終了)、 ⑦: 特定求職者雇用開発助成金 (就職氷河期世代安定雇用実現コース)、 ⑧: 特定求職者雇用開発助成金 (生活保護受給者等雇用開発コース)、 ⑨: 地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)、⑩: トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース)、 ⑪: トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース) ⑫: トライアル雇用助成金 (新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース・新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース)</p>			
(職業安定局長の定める項目 (同意条件))			
<p>ア 雇用関係助成金の支給に関し、虚偽の記載を行った書類の提出や発行など、自ら不正行為を行わないこと。 イ 事業主による雇用関係助成金の不正受給の補助や教唆など、関係者の不正行為を助長しないこと ウ 雇用関係助成金の支給に関し、都道府県労働局、ハローワーク (以下「労働局等」という。) の求めに応じて、必要な報告、文書の提出又は労働局等への出頭を行うこと。また、労働局等の職員が求めた場合には、その事業所内に立ち入らせ、質問に回答し、帳簿書類の検査を受けること。 エ 会計検査院による検査の際に労働局等に協力すること。 オ 都道府県労働局長の指示により、雇用関係助成金に関する取扱いを行う職業紹介事業者等である旨を示す職業安定局長が定める様式の標識を、同意書に係る事業所一覧に記載した事業所の見やすい場所に掲示すること。 カ 同意書に係る事業所を追加する場合は、所定の書類を提出すること。 キ 別添の同意書に係る事業所一覧から事業所を削除する場合は、同意を撤回する場合は、所定の書類をその1か月前までに提出すること。 ク 同意書の有効期限が満了した場合、職業紹介事業に関する許可が取り消された場合、事業の廃止命令があった場合若しくは事業を廃止した場合、又は同意条件を適切に履行しないなど当該条件を満たさないことが明らかとなり、主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局 (以下「事業主管轄労働局」という。) が文書によって雇用関係助成金の取扱いの無効を文書によって通知した場合は、ただちに事業主管轄労働局に対して標識を返還するとともに、雇用関係助成金を受給しようとしている事業主に対して雇用関係助成金の取扱いができなくなった旨を周知してトラブルが発生しないようにすること。 ケ 事業主及び求職者に対して、取扱いを希望する雇用給付金制度の説明及び周知を行うこと。 コ 雇用給付金の対象労働者をその紹介により就職させたときは、雇用関係助成金事務取扱手引の手続きに従い、定められた期限内に、書類の提出、証明書の発行等を行うこと。</p>			
<p>貴殿より令和3年 7月14日に提出された、雇用関係助成金に係る取扱いに当たっては、職業安定局長の定める項目に同意する旨の「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書 (A 雇用給付金)」を受理しました。</p>			
<p>令和3年 7月16日</p> <p style="text-align: right;">茨城労働局長 </p>			

雇用関係助成金の取扱いに係る同意書受理通知書 (B 再就職給付金)

1 職業紹介事業者の名称	株式会社ISC就職支援センター
2 主たる事務所の名称及び雇用保険適用事業所番号	株式会社ISC就職支援センター 0801-618936-1
3 厚生労働大臣許可番号	08-ユ-300246
4 職業安定局長の定める項目に同意する期間	令和3年 7月16日～令和7年 3月31日
5 取扱いを希望する雇用関係助成金の種類	B. 再就職給付金 (1: 労働移動支援助成金 (再就職支援コース))

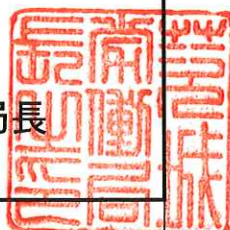
(職業安定局長の定める項目 (同意条件))

- ア 雇用関係助成金の支給に関し、虚偽の記載を行った書類の提出や発行など、自ら不正行為を行わないこと。
- イ 雇用関係助成金の支給を受けようとする事業主 (以下「申請事業主」という。) による雇用関係助成金の不正受給の補助や教唆など、関係者の不正行為を助長しないこと。
- ウ 雇用関係助成金の支給に関し、都道府県労働局、公共職業安定所 (以下「労働局等」という。) の求めに応じて、必要な報告、文書の提出又は労働局等への出頭を行うこと。また、労働局等の職員が求めた場合には、その事業所内に立ち入らせ、質問に回答し、帳簿書類の検査を受けること。
- エ 会計検査院による検査の際に労働局等に協力すること。
- オ 都道府県労働局長の指示により、雇用関係助成金に関する取扱いを行う職業紹介事業者である旨を示す職業安定局長が定める様式の標識を、同意書に係る事業所一覧に記載した事業所の見やすい場所に掲示すること。
- カ 同意書に係る事業所を追加する場合は、所定の書類を提出すること。
- キ 別添の同意書に係る事業所一覧から事業所を削除する場合又は同意を撤回する場合は、所定の書類をその1か月前までに提出すること。
- ク 同意書の有効期限が満了した場合、職業紹介事業に関する許可が取り消された場合、事業の廃止命令があった場合若しくは事業を廃止した場合、又は同意条件を適切に履行しないなど当該条件を満たさないことが明らかとなり、主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局 (以下「事業主管轄労働局」という。) が文書によって雇用関係助成金の取り扱いの無効を文書によって通知した場合は、ただちに事業主管轄労働局に対して標識を返還するとともに、雇用関係助成金を受給しようとしている事業主に対して雇用関係助成金の取り扱いができなくなった旨を周知してトラブルが発生しないようにすること。
- ケ 事業主に対して、再就職給付金の制度及び公共職業安定所における再就職に係る支援の内容の説明、周知を行うこと。
- コ 申請事業主に対する退職コンサルティングを、職業紹介事業者自ら又は他の会社等と連携によって行わないこと。
- サ 申請事業主から受託した再就職支援の対象者であって再就職給付金の支給対象となりうる者 (以下「支給対象者」という。) に対して、委託契約の日の翌日以降「助成対象期限」 (45歳未満の者については離職日の翌日から6か月、45歳以上の者については9か月が経過する日) までの間に再就職が実現できるように、職業相談、職業相談等の再就職支援を積極的に行うこと。
- シ 支給対象者の再就職状況については、次によって把握を行い、再就職が実現した場合は、再就職支援を受託した申請事業主に対して、速やかに、再就職先の雇入れに係る証明書の発行等を行って報告すること。
- ア 助成対象期限までの間は、支給対象者の求職活動とその成否を確実に把握すること。
- イ 職業紹介事業者自身による職業紹介の成否のみならず、支給対象者自身の求職活動の結果についても把握すること。
- ウ 再就職が実現した場合は、その再就職先の事業所名と、採用時の賃金と雇用形態について把握すること。
- ス 次の事項について、事業主管轄労働局に対して定期的に報告すること。なお、報告された内容については、厚生労働省が厚生労働省のホームページにおいて公表することについて了解すること。
- ア 支給対象者への再就職支援に係るサービス内容
- イ 支給対象者の再就職率 (対象者のうち助成対象期限までに雇用保険一般被保険者又は高年齢被保険者として再就職できた者 (以下「再就職者」という。) の割合)
- ウ 再就職者のうち、再就職先の状況が一定基準 (無期雇用のフルタイム、かつ再就職先の賃金が離職前の8割以上) を満たす者の割合
- エ 再就職支援の委託契約料の支払い時期等
- セ 申請事業主との間で行う再就職支援の委託契約において、可能な範囲で次の点を満たすように努めること。
- ア 再就職支援の委託契約料の支払いについて、委託契約直後の支払額を支払総額の5%未満とすること。
- イ 再就職者の雇用形態が期間の定めのないもの (パートタイムを除く) でありかつ再就職先の賃金が離職前の8割以上であった場合、委託料を5%以上割増とすること。

貴殿より 令和3年 7月14日に提出された、雇用関係助成金に係る取扱いに当たっては、職業安定局長の定める項目に同意する旨の「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書 (B 再就職給付金)」を受理しました。

令和 3年 7月16日

茨城労働局長



備考